

沖縄市公立保育所における台風時の保育実施の考え方

沖縄市公立保育所においては、台風時における保育所の開園と臨時休園について、「暴風警報の発令と解除」と「営業バス運行の開始と停止」を基準に保育の実施と臨時休園を判断します。

■ 保育実施の考え方

臨時休園の判断基準

暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止となったとき

開園の判断基準

暴風警報の解除と営業バスの運行開始のいずれか早い時刻

沖縄市保育所における台風時の保育実施について

台風接近に伴い、暴風・大雨警報や暴風・大雨特別警報が発令された時の「保育の実施」について、保護者のみなさまにお知らせいたします。ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 台風が近づいているとき

午前7時30分までに
暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合

臨時休園になります。

保育中に…

1時間以内に暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止となる場合は、保護者の方は速やかに園児のお迎えをお願いします。

2 台風が離れていくとき ※暴風警報の解除とバスの運行開始のいずれか早い時刻を基準とします。

